

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和6年3月21日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

被 処 分 者	商 号	株式会社令和住販
	代 表 者	羽深 剛士 (はぶか たかし)
	主たる事務所	東京都世田谷区玉川田園調布二丁目5番7号
	免許年月日	令和2年9月11日 (当初免許年月日 令和2年9月11日)
	免許証番号	東京都知事(1)第105247号
聴 聞 年 月 日	令和6年3月1日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止7日間	
業 務 停 止 期 間	令和6年4月3日から同月9日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第48条第3項(従業者名簿記載不備) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者には下記のとおり宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者が、令和5年11月10日時点で備え付けていた法第48条第3項に基づく従業者名簿について、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第17条の2第1項各号に掲げる記載事項の一部の記載がなかった。</p> <p>このことは、法第48条第3項に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p>	